様式第19号（第8条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

双葉地方水道企業団企業長 印

支払差止通知書

児童手当

特例給付

次のとおり　　　　の支払を差し止めましたので通知します。

児童手当

特例給付

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、双葉地方水道企業団を被告として（訴訟において双葉地方水道企業団を代表する者は企業長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支払差止の内容 | 支払差止事由 |  |
| 支払差止額 |  |
| 支払差止期間 | 　　　年　　　月分から　　　年　　　月分まで |